

20210601_2【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 33：フィリピン政府による新型コロナウイルスのワクチン接種について）

【ポイント】

- フィリピン政府による新型コロナウイルスのワクチン接種について、現時点での情報をご参考までにお知らせ致します。
- フィリピン政府によるワクチン接種を推奨する趣旨ではありません。利用を検討される場合には、フィリピン当局から発表される最新の情報をご確認の上、副反応を含めたリスクについてご理解の上、接種を受けるかどうかは各自でご判断ください。

【本文】

1 フィリピン政府による新型コロナウイルスのワクチン接種について、現時点での情報をご参考までにお知らせ致します。

（1）フィリピン政府は、合法的な在留資格を持つ外国人（nationals who have legal residency status in the Philippines）について、フィリピンのワクチン接種制度の下でワクチンの接種を受けられる対象としており、希望者はお住まいの地方行政機関（LGUs）での登録が必要です。一方、対象となる「合法的な在留資格を持つ外国人」の定義については明らかにされていませんが、有効な既存のビザを持つ外国人であることが考えられます。ご自身がワクチンを受け取る資格があるかどうか等については、最寄りの地方行政機関（LGUs）にお問い合わせください。

（2）フィリピン保健省（DOH）は、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する「よくあるご質問」（FAQ）を、公式ホームページ上で公開しています。ただし、現時点で外国人の接種登録についての情報、外国人が接種し副反応が生じた場合の補償等についての情報、個人情報取扱い等についての情報は含まれていません。

- フィリピン保健省（DOH）：COVID-19 ワクチン最新情報

<https://doh.gov.ph/vaccines>

（3）フィリピンにおける緊急使用許可が承認されているワクチンには、日本国内では薬事承認されていないものも含まれています。

2 本領事メールはフィリピン政府によるワクチン接種を推奨する趣旨ではありません。利用を検討される場合には、上記を踏まえ、フィリピン保健省等から発表される最新の情報をご確認頂くとともに、副反応を含めたリスクについてご理解の上、接種を受けるかどうか

は各自でご判断ください。また、接種登録等については、お住まいの地域の地方行政機関（LGUs）にお問い合わせください。

【参考情報】

- フィリピン保健省（DOH）（COVID-19 ワクチン最新情報）

<https://doh.gov.ph/vaccines>

- 日本厚生労働省（新型コロナワクチンについて）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

- 日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

- 在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html